

## 庄内町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月23日制定  
令和3年3月24日改定

庄内町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられました。（法第6条第2項）

本町においては、圃場の整備率が90%を超え、農家1戸当たりの平均経営耕地面積は5.09ha（2015年農林業センサス）となっており、担い手への農地集積が進んでいます。既に国の目標としている集積率80%をおおむね達成していますが、優良農地の集約が課題となっています。また、農業者の高齢化等による離農者の増加が予想されており、今後の担い手の確保、後継者や新規就農者の育成が重要になってきます。

以上のような状況を踏まえて、法第7条第1項により、農地等の利用の最適化をより進めるために、本町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものです。なお、この指針は、令和5年を目標とし、農業委員会委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとします。

また、単年度の具体的活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2993号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

### 第2 具体的な目標と推進方法

#### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年3月)	5733.3ha	3.3ha	0.05%
3年後の目標 (令和2年3月)	5732.3ha	2.3ha	0.04%
目 標 (令和5年3月)	5720.3ha	0.35ha	0.006%

##### 【目標の考え方】

遊休農地の解消目標を3haとしています。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と農地法第32条第1項の規定による利用意向調査を毎年実施します。利用意向調査の結果を踏まえて、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施します。

### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

### ③ 非農地判断について

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行います。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	5,730ha	4,672ha	81.5%
3年後の目標 (令和2年3月)	5,730ha	4,732ha	82.6%
目 標 (令和5年3月)	5,720ha	4,747ha	83.0%

#### 【目標の考え方】

集積面積を75haとし、集積率の目標を83.0%としています。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」には、農業委員の立場で積極的に参画します。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会と農地中間管理機構が連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

農業委員は、農地の所有者と地域の担い手の仲介役となり、農地中間管

理事業を活用し、農地の集積・集約を進めます。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

相続等で農地の所有者等を確知できない農地については、公示手続きを経て、農地法や農業経営基盤強化促進法により利用権を設定し、農地の有効利用を進めます。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者経営面積）	新規参入数（法人） （新規参入者経営面積）
現 状 （平成 29 年 3 月）	0 人 （ 0 h a ）	1 法人 （ 0. 5 h a ）
3 年後の目標 （令和 2 年 3 月）	3 人 （ 1 5 h a ）	3 法人 （ 1. 5 h a ）
目 標 （令和 5 年 3 月）	3 人 （ 1 5 h a ）	3 法人 （ 3. 0 h a ）

【目標設定の考え方】

個人については3経営体を目標とし、法人については3法人を目標としています。

※現状の数値は、平成26年度から平成28年度まで3年間の合計です。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

町農林課、各農協、県農業会議と連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していきます。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地法第3条の2第1項、第2項の規定による解除条件付貸借を活用して企業参入の推進を図ります。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、営農指導などの後見人的な役割を担います。